

国立大学法人東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(審議会)</p> <p>第6条 機構に審議会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 機構が行う事業に係る全学的な方針及び制度の策定に関すること。</p> <p>(2) 教員活動の評価に係る評価実施結果の<u>最終承認</u>に関すること。</p> <p>(3) 前号の評価に係る異議申立て及び再評価に関すること。</p> <p>(4) 教員活動の評価に係る被表彰者の選考に関すること。</p> <p>(5) 教員の資格審査及び資格再審査に係る審査実施結果の<u>最終承認</u>に関すること。</p> <p>(6) 全学的な教育研究水準の向上に向けた取組結果の分析及び活用等に関すること。</p> <p>(7) その他審議会が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第7条 機構に運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、次</p>	<p>本則</p> <p>(審議会)</p> <p>第6条 機構に審議会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教員活動の評価に係る評価実施結果の承認に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 教員の資格審査及び資格再審査に係る審査実施結果の承認に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>審議会は、第1項各号に掲げる審議事項のうち別に定めるものについて、次条に規定する運営委員会に審議を委任することができる。</u></p> <p>(運営委員会)</p> <p>第7条 機構に運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、次</p>	

<p>の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 委員会は、委員の過半数の出席をもって開くものとし、委員会の議事は、出席した委員の3分2以上の同意をもって決するものとする。</p>	<p>の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> 前条第8項の規定により審議会から委任された事項</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 委員会は、委員の過半数の出席をもって開くものとし、委員会の議事は、出席した委員の3分<u>の2</u>以上の同意をもって決するものとする。</p>	
---	---	--

附 則 (教規程第44号)

この規程は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。